

~~~~~

### 問題 38

次の貨物は「懸念される用途」が「核兵器、生物・化学兵器、ミサイル」であるとして「補充規制通達」の「おそれの強い貨物例」（以下「懸念貨物例」という）に挙げられているものである。

「懸念貨物例」は懸念相手先等にて大量破壊兵器等の開発等を助長することがないように特に審査を慎重に行うことが必要である。

次の中から核兵器への用途とはおよそ関係ないものを一つ選びなさい。

- ① 数値制御工作機械
- ② アイソスタチックプレス
- ③ カールフィッシャー式水分測定装置
- ④ 振動試験装置
- ⑤ 耐食性の圧力計・圧力センサー

~~~~~

解答 38

核兵器への用途とはおよそ関係ないもの〔③〕

【解説 38】

③はミサイル燃料の水分測定に使用するもの。なお③以外は、「懸念される用途」が「核兵器」及び「ミサイル」の両方である。

【補足説明】

「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」で、次のように規定されている。

【大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について】

（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（20181108貿局第2号 輸出注意事項30第26号）1.（3）1）より抜粋）

下記（次頁）に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例です。したがって、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において用途・需要者の確認を特に慎重に行ってください。

（注）キャッチオールに係る用途・需要者の確認については、「補完的輸出規制（キャッチオール規制）」のページ又は「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（20181108貿局第2号 輸出注意事項30第26号）をご参照ください。

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル (TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック (トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機 (UAV) (娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器
41. <u>N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別 名フェンタニル) (437-38-7)、N-[1-[2-(4-エチル-5-オキ ソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メトキシメチ ル)-4-ピペリジル]プロピオンアニリド (別名アルフェン タニル) (71195-58-9)、メチル=1-フェネチル-4-(N-フェ ニルプロパンアミド)ピペリジン-4-カルボキシラート (別名カルフェンタニル) (59708-52-0)、1-(2-メトキシ カルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピ ペリジン-4-カルボン酸メチルエステル (別名レミフェ ンタニル) (132875-61-7)、N-[4-(メトキシメチ ル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ピペリジル]プロピオン アニリド (別名スフェンタニル) (56030-54-7)</u>	ミサイル、 <u>化学兵器</u>

なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、輸出者等において用途・需要者の確認も特に慎重に行ってください。

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー 2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具 3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N、N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、砒素(7440-38-2)、三酸化二砒素(1327-53-3)、Bis(2-chloroethyl)ethylamine hydrochloride (3590-07-6)、Bis(2-chloroethyl)methylamine hydrochloride (55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-プロモ-2-クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジメチルエーテル(115-10-6)、N,N-ジメチルエタノールアミン(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、二塩化エチレン(107-06-2)、エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、エチルプロマイド(74-96-4)、塩化エチル(75-00-3)、エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロオパタイト(1306-05-4)、ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピルアルコール(濃度が95%以上のもの)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、メチルプロマイド(74-83-9)、塩化メチル(74-87-3)、ヨウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、オキサリクロリド(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリ-n-ブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム(817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、無水硫酸(7446-11-9)、黄リン(12185-10-3)、赤リン(7723-14-0)	化学兵器 生物・化学兵器 化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0) 5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9) 6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス 7. バッチ式遠心分離器 8. 発酵槽 9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ (11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔 10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン 11. 真空ポンプ又はその部分品 12. 化学物質の分析装置、検知装置又はその部分品若しくは附属装置 13. 塩素-アルカリ電解槽 (水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。) 14. チタン電極 (他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。) であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの 15. ニッケル電極 (他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。) であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの 16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極 (他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。) であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの 17. アスベストの隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用	化学兵器 化学兵器 生物兵器 生物兵器 生物兵器 化学兵器 生物兵器 化学兵器 化学兵器 化学兵器 化学兵器

削除:、ジエチルアミン(109-89-7)



するように設計したもの	化学兵器
18.ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
19.ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
20.圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの	化学兵器
21.水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane(631-65-2)、 <u>ピコナール</u> (76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム (75-16-1)、ホルムアルデヒド (50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル (616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)、Methyldiethanolaminehydrochloride (54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウムニクロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-Quinuclidinol hydrochloride (6238-13-7)、(R)-3-Quinuclidinol hydrochloride (42437-96-7)、N,N-Diethylaminoethanol hydrochloride (14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)	化学兵器

削除: ピコナール

削除: 又は

(注) 3.から5.及び21.の ()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

~~~~~

**(MEMO)**

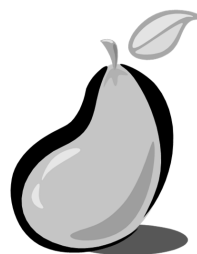
問題 40

海外の石油化学プラント向けに輸出しようとして計画している次の仕様のポンプがある。カリウムアミドを含む液体アンモニアを循環させる事の出来るポンプとして輸出許可を取得しなければならないのはどれか、次の中から正しい組み合わせのものを選びなさい。

- A 使用圧力が10メガパスカル、その時の吐き出し量が1時間につき20立方メートルであるタンデムシール構造を持った遠心ポンプ
- B 使用圧力が15メガパスカル、その時の1台当たりの吐き出し量が1時間につき3立方メートルである3連式のダイヤフラムポンプ
- C 最高到達圧力が1メガパスカル、使用圧力0.8メガパスカルの時、吐き出し量が1時間につき20立方メートルである縦型のキャンドポンプ
- D 最高到達圧力が20メガパスカル、使用圧力3メガパスカルの時、吐き出し量が1時間につき9立方メートルである、ダブルスタッフィングボックス構造を持った渦巻きポンプ
- E 使用圧力が4メガパスカル、その時の吐き出し量が1時間につき12立方メートルであるマグネットポンプ

輸出許可を必要とする組み合わせ

- ① A・C
- ② B・E
- ③ B・D
- ④ C・E
- ⑤ A・D



解答 40

正しい組み合わせのもの [②]

【解説 40】

◆貨物等省令第1条第十号ロ（六）による規制は次の通り。

貨物等省令第1条第十号ロ（六）

カリウムアミドを含む液化アンモニアを循環させる事ができるポンプであって、次の1から3までのすべてに該当するもの

- 1 気密な構造のもの
- 2 1.5メガパスカル以上60メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるもの
- 3 吐出し量が1時間につき8.5立方メートルを超えるもの

◆運用通達における「輸出令別表第1中解釈を要する語」のうち、「貨物等省令第1条第十号ロ（六）中の気密な構造のもの」：キャンドポンプ、マグネットポンプ、ベローズポンプ又はダイヤフラムポンプをいう

削除：七

◆これらの内容を踏まえ、各項目を検討すると：

- A 誤り。タンデムシール構造を持った遠心ポンプは、気密な構造には当たらない。
- B 正しい。3連式のダイヤフラムポンプであり、吐出し量は3連×3立方メートル=9立方メートルとなり、圧力・吐出し量・気密構造のすべてに該当。
- C 誤り。吐出し量とダイヤフラムは該当するが、最高到達圧力が1メガパスカルと規制値の1.5メガパスカルに届いていない。
- D 誤り。ダブルスタッフィング構造を持った渦巻きポンプは、気密な構造に当たらない。  
(誤)
- E 正しい。使用圧力4メガパスカル、吐出し量12立方メートル、マグネットポンプは気密構造とすべてに該当する。

削除：◆平成19年度に行われたリスト変更により、気密な構造の解釈から“二重以上のシールで、軸封したポンプ”は除外された。

削除：(誤)

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：3 字, 最初の行：-3 字

削除：(正)

削除：(誤)

削除：(正) .  
改ページ